

主 文  
原判決を破棄する。  
被告人を無期懲役に処する。

理由  
本件各控訴の趣意は、弁護人戒能通孝、同山根二郎、同近藤俊昭、同広田尚久、同後藤孝典、同長塚安幸、同西山正雄共同名義の控訴趣意書、原審検察官古谷菊次名義の控訴趣意書にそれぞれ記載してあり、検察官の控訴趣意に対する答弁は右弁護人ら共同名義の答弁書、右弁護人らの控訴趣意に対する答弁は検察官鈴木信男名義の答弁書に各記載のとおりであるから、いずれもこれらを引用し、これに対して当裁判所は、次のように判断する。

第一、 弁護人らの控訴趣意について

以下おおむね所論の順序に従つて、当裁判所の判断を示すこととする。

一、 弁護人らの控訴趣意第一部総論中、日本国裁判所は被告人を裁く資格がないとの主張について

所論の要旨は、日本と朝鮮との歴史的事実に徴し、日本の国家と社会は強制的に在日朝鮮人を形成しながら、これに民族的差別と迫害を加えてきたものであつて、在日朝鮮人である被告人をして本件一連の行為に走らせたのは、かかる積年の加害行為をした日本自身にほかならず、その意味において日本国は本件において当事者であり、従つて日本国裁判所には被告人を裁く資格はないと主張するのである。

しかし、刑事裁判権は日本人である外国人であると問はず、日本国内にいる総てのものに及び、刑罰法令が何人を問はず日本国内において罪を犯した者に適用されるべきことは今更何言を要しないところ、被告人が刑事手続のうえで身分上裁判権行使の制約を受ける者ではなく、本件各事案が国内犯であることはいずれも明らかであるから、日本国裁判所が在日朝鮮人である被告人を法律に従つて裁くことは当然であるといわなければならない。日本人と朝鮮人が対等の立場において差別なく生活すべきことはもとよりいうまでもないところであるが、日本国内において犯罪行為に出でた者がある場合には、人種の差別なく、これを適正に裁判することは法治国家における裁判所の権利であり責務であつて、このことは所論のいう日本と朝鮮との関係如何とはなんらかかわりのない問題であり、在日朝鮮人に対し特別の取扱いが要請されるわけのものではない。また裁判所は公訴が提起された具体的な被告事件について審理するものであつて、犯罪を起こすに至つた動機、犯行の経緯、被告人の境遇等は量刑に当り十分考慮すべきことは勿論であるが、所論のいう日本と朝鮮との歴史的事実や民族問題そのものを審理し裁くものではない。これを要するに、日本国裁判所が在日朝鮮人である被告人の本件各所為に対し刑事裁判権を行使し得ることは明白である。論旨は理由がない。

二、 同第二部各論第一章第一節中、事実誤認の主張について

所論は要するに、原判決の動機部分の認定のうち、A刑事の侮辱発言に関する事実誤認の主張として、原判決は、(一)、被告人に決定的な影響を与えたA刑事の「てめえら朝鮮人は日本にきてロクなことをしない。」との侮辱発言を認定しなかつたこと、(二)、被告人がA刑事と電話で激しくやり合つた際に、被告人に決定的な打撃を与えた同刑事の嘲笑的言辞の内容と意味を具体的に認定しなかつたこと、(三)、このようなA刑事の犯罪的行為によつて本件は引き起こされたものであるから、その責任の所在を明らかにすべきであるのに、これをなさなかつたこと、以上のことは重大な事実誤認であると、かように主張するのである。

記録を精査するに、原判決の挙示する関係証拠によれば、所論(一)のとおり侮辱発言がなされたことが窺われるのであるが、かかる犯行の動機にわたる部分につき、いちいち精細に説示しなくても、要はその趣旨が明らかであれば足りるものと解されるところ、原判決はA刑事の発言に関し、同刑事が「おめえらみたいな朝鮮人は早く国へ帰れ。」などと朝鮮人を侮辱する発言をなした旨判示(原判決五頁)して、所論の前記発言をも含めて侮辱発言の趣旨を明らかに説示していることが認められるから、原判決には所論(一)の事実誤認はない。また関係証拠によれば、大略所論(二)に添うA刑事の言辞がなされたことが窺われるのであるが、これについても同様にひとつひとつその言辞の具体的な内容と意味を説示しなくても、その趣旨が自ら判明すれば足りるものと解されるところ、原判決はこの点につき、被告人はA刑事に対しさきの侮辱発言に抗議したが、同刑事が謝罪しないばかりか却つて嘲笑的言辞を弄したため激怒し、興奮の余り、同刑事に対し「畳の上じゃ死ねないようにしてやる。」と言ひ返すなど、同刑事と電話で激しくやり合つた旨判示(原判決五頁)しており、これによれば所論の嘲笑的言辞が被告人に強い打

撃を与えた内容のものであることは明らかに推認され判明するところである。原判決が冗長を避けて、「嘲笑的言辞を弄した。」という圧縮した表現をとつたことは関係むしろ相当というべきである。原判決には所論(二)の事実誤認はない。更に係証拠によれば、被告人がA刑事の侮辱発言に非常に憎悪を燃やし、また警察に対し怨みをいいていたことは十分窺われるところであり、さればそ原判決はA刑事の侮辱発言や警察との交渉過程をも判文上必要な限度において十分取り上げているのであつて、本件において所論のように右以上にわたり判示すべき必要があるものとは考えられない。原判決には所論(三)の事実誤認といふべきものではない。その外所論に徴し記録を検討しても、A刑事の侮辱発言に関する原判示の事実認定には、事実誤認は認められない。論旨はいずれも採用できない。

三、同第一章第二節中、事実誤認の主張について  
所論は要するに、原判決のA1らの被告人に対する手形取立行為に関する事実誤認の主張として、原判決は、(一) A2がA3組幹部の金融業者A1に対し事態の解決を依頼し、またA2はA1に手数料一五万円を支払つたと認定しているが、しかし事實はA2から手形の返還方の依頼を受けたA4が独自の判断でA1に解決を依頼したものであり、またA2は一五万円をA4に託してA1に届けさせたものであること、(二)、原判決はA2の被告人に対する債権の存在を前提としているような印象を与えているところ、事實は右債権は存在しないものであること、(三)、A1らの被告人に対する手形の取立方法に関する事実認定は極めて抽象的であつて、具体的にその悪性を認めていないこと、以上のような事実誤認があると主張するのである。

記録を精査するに、原判決の挙げる関係証拠によれば、所論(一)のとおり的事実が窺われるのであるが、原判決は、A2は友人のA4を通じてA3組幹部の金融業者A1に対し事態の解決を依頼し、同人に要求されるままに手数料一五万円を支払つた旨認定している(原判決七頁)のであつて、その結論においては彼此異なるところはない。即ち、A2がA4を介してA1に事態の解決を依頼した点においては、A4の独自の判断が加わつたとしても、なんら変りはなく、また一五万円がA1に支払われた点においては、右金員をA4に託して届けさせても、なんら変りはないところである。所論(一)のような事実誤認は、原判決には見当らない。

(二)、原判決を正読すれば、原判決はA2の被告人に対する債権の存在を認定してはいないのであり、原審記録を仔細に検討しても、被告人がA2から貸与を受けた金員につき、スカイライン・デラックスで代物弁済したかどうかについては俄かに断定し難いものがあるところ、本件については債権取立行為の方法、態様が問題であつて、かかる債権の存否を強いて判断する必要はないものと考えられる。所論(二)のような事実誤認といふべきものは原判決には認められない。

(三)、関係証拠によれば、A1らの被告人に対する債権取立行為の方法、態様は原判決の説くとおりであり、これによれば右債権取立は通常許される範囲をはるかに逸脱した方法、態様で執拗に強行されたことが認められるのであつて、本件において所論のようにこれ以上具体的に詳しく判示すべき必要があるものとは認められない。所論(三)のような事実誤認と目すべきものは、原判決には窺われない。その他所論に徴し記録を調査しても、A1らの債権取立行為に関する原判示の事実認定には、事実誤認があるものとは考えられない。論旨はいずれも採用し得ない。

四、同第二章第一節、第二節中、事実誤認の主張について  
所論は、原判決第一の各殺人罪を認定した原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな次のような事実誤認があると主張する。即ち、(一)、被告人はA5に対しては殺意は有していないのに、原判決は未必の故意があるとしてこれを認定した、(二)、被告人がA1に対して殺意を生じたのはA6に赴きA1から「何をこの野郎、てめえら朝公がちょうたれたことをこくな。」という言葉聞いた時点であるのに、原判決はそれ以前の被告人が内妻A7と国鉄焼津駅付近で別れた時点であると認定したのは、いずれも誤りであると主張する。

記録を精査するに、(一)、原判決の掲げる関係証拠を総合して判断すれば、原判決のとおり被告人がA5に対し未必的殺意を有していたことは優に認定できるところであり、この点に関し、原判決が「A5に対する未必的殺意」と題する個所(原判決四六頁以下。以下原判決の頁数や記録の丁数などについては当該部分の初めのものだけを記載する。)において、被告人が犯行に使用した銃器の性状、被害者A5との射間距離、実弾発射数、創傷の部位程度等に鑑み、被告人のA5に対する未必的殺意が認められる旨説示するところも相当としてこれを首肯することができる。所論の指摘する諸点をも配慮し、記録中のその余の証拠を合わせ考慮して

記録を精査するに、(一)、原判決の掲げる関係証拠を総合して判断すれば、原判決のとおり被告人がA5に対し未必的殺意を有していたことは優に認定できるところであり、この点に関し、原判決が「A5に対する未必的殺意」と題する個所(原判決四六頁以下。以下原判決の頁数や記録の丁数などについては当該部分の初めのものだけを記載する。)において、被告人が犯行に使用した銃器の性状、被害者A5との射間距離、実弾発射数、創傷の部位程度等に鑑み、被告人のA5に対する未必的殺意が認められる旨説示するところも相当としてこれを首肯することができる。所論の指摘する諸点をも配慮し、記録中のその余の証拠を合わせ考慮して

も、原判決の事実誤認に誤りがあるとは考えられない。原判決には所論（一）の事実誤認はない。（二）、関係証拠を総合して判断するに、原判示のとおり、被告人がA1に対し殺意を固めたのは、被告人がA7と国鉄焼津駅付近で別れた時点であることを十分に認めることができる。原判決が詳細に判示するとおり、被告人がA1に対して憎しみの情を大いに燃やし、「A1をいつかばらしてやらにやしようがない。」などと不穏の言動を示し、更に胸中泣く思いでA7と国鉄焼津駅付近で別れた後にA1を呼び出し兇器を準備して射殺するに至つた一連の経過からみても、被告人がA7と別れた時点においてA1殺害の決意を固めたとみるのが相当であり、被告人も原審第五回公判廷において、被告人がA7と焼津駅近くで別れた時に完全にA1に対して殺意を持つたことを認める旨供述している（二冊三六二丁）ところである。所論のとおり、被告人がA1への殺意と同人との対決を回避しようとする気持を犯行に出でるまで合わせ有していたとしても、A1との対決が回避できない場合には同人を殺害しようという決意を有していたことは関係証拠により明らかであるから、前記認定を妨げるものではない。その外所論に徴し記録を調査しても、原判決の事実認定に誤りがあるとは認められず、原判決には所論（二）の事実誤認はない。（なお、検察官は、被告人が昭和四三年二月一七日青森県十和田市のA7の実家をたち静岡方面へ向つた時点においてA1殺害の意思を有していたと主張する〔検察官の控訴趣意中量刑不当の項三六丁〕が、叙上説示に照らし、右主張はこれを認めるによしがたい。）。以上のとおり、弁護人らの論旨はいずれも採用の限りでない。

#### 五、同第三章第一節、第二節、第四章第一節、第三節四の事実認定の違法及び事実誤認等の主張について

所論は、原判示第二の監禁罪を認定した原判決は、刑訴法三七八条三号又は三七九条に該当する違法をおかし、かつ事実誤認があり、更に同法三七八条四号に該当する違法に及んだもので破棄を免れないと主張するので、検討する。

所論はまず、原判決は訴因変更手続がなされないままに、本件監禁の公訴事実に対し、これと日時、行為の方法、態様等において著しく異なつた事実認定をしており、このことは刑訴法二五六条、三一一条に違反し、同法三七八条三号もしくは三七九条に該当して違法であるというのである。

そこで、本件監禁の公訴事実とこれに対応する原判決の認定事実とを対比してみると、（一）、本件監禁の日時につき、公訴事実には監禁罪成立の時点は昭和四三年二月二〇日午後一時三〇分ころとし、一三名の者に対する監禁時間はいずれも中絶されることなく継続していたとするのに対し、原判決の認定事実には監禁罪成立の時点同年二月二一日午前三時ころとし、一三名のうち七名の者についてはそれぞれA8旅館から外出している間は監禁時間から除外しており、（二）、監禁の方法、態様等については、公訴事実には被告人はA8旅館内の一三名の者に対しライフル銃及びダイナマイト等を示し、「静かにしろ、一人でも逃げると連帯責任だから生命の保証はない、一人逃げれば一人殺す。」などと申し向け、同人らの生命、身体に危害を加えかねまじき氣勢を示して脅迫し、同人らをして同旅館より脱出しようとするれば自己又は残留者の生命、身体に対し直ちに危害が及び到底脱出不可能であると畏怖させ、同人らを同旅館に滞留させ、この間継続して被告人の身辺にライフル銃及びダイナマイト等を置いて監視し、右一三名の者が脱出することを不能ならしめて監禁したという趣旨のものであるのに対し、原判決の認定事実には、被告人がA8旅館にライフル銃を携え編上靴の土足のまま上り込み、宿泊客や同旅館内の家族を起こし、「人を殺してきた。」などといい、同旅館内の一三名の者を同旅館二階の一室に集め、その隣室の一室にバリケードを築かせたりした後ダイナマイト等を運ばせて、ダイナマイトを積みいつでもこれに火を着けて爆発できるようにしたうえで、同人らに対し「警察と話をつけるまで我慢してくれ、おとなしくしていただければ危害を加えない。」などといつて、同人らが同旅館を出るなど勝手な行動をすれば、その者または他の残留者に危害を加える旨を暗に告知して脅迫し、同人らをしてその旨畏怖させ、同旅館内に滞留させて監禁したという趣旨のものである。そうすると右（一）の監禁の日時に関し、原判決は監禁罪の成立時点と公訴事実とは若干異なる認定をし、また監禁時間を公訴事実より多少縮少して認定しているが、いずれもさまで大きな差ではなく、つぎに右（二）の監禁の方法、態様等に関し、原判決認定事実と公訴事実との間には、脅迫文言において差異があるとはいへ、いずれもその指向するところは、被告人の言葉に背き勝手な行動をとれば、その考やあるいは残留者に危害を加えるべき旨を告知してA8旅館に滞留することを強く求める点にあるのであつて、両者は同趣旨の事柄に属するものであつて、その間文言





ない。論旨は採るを得ない。

七、同第四章第二節一の事実誤認ないし理由不備の主張について  
所論は、原判示第四の一においてB1に対する暴力行為等処罰ニ関スル法律一条違反の罪を認定した原判決には、判決に影響を及ぼすべき事実の誤認があり、かつ理由不備の違法があると主張し、その主な理由として、(一)、被告人はB1に対し原判示のような脅迫文言を言つたことはなく、単に「危いから、ここにいないでA8の皆のところに行つているように。」との旨を言つたにすぎない、(二)、原判決は「ライフル銃を携えたまま示し」と認定しているが、携えたままであるのに、何故示すことになるのかの理由を判示していないし、かつ真相は被告人は単に銃口を下に向けたまま携えただけでこれを脅迫の手段として使用する行為はなかつたものであるというのである。

しかし、右所論(一)の主張に添う原審における被告人の供述(二冊七七一丁)は原審における証人B1の供述(九冊二、七九七丁)に対比して採用し難く、その他右主張を認めるに足る資料は見当らない。

〈要旨第一〉つぎに所論(二)の点について検討する。暴力行為等処罰ニ関スル法律一条にいう「兇器ヲ示シ」とは、相手方<要旨第一>方をして現に兇器を携帯していることを認識させることをいい、これを認識させる手段、方法については特に制限はないから、兇器を相手方に突きつけたりする等の積極的な行為を必要とするものではなく、現に携帯する兇器を視覚により相手方に認識させることをもつても足りるものというべく、また兇器を示して脅迫の罪を犯すとは、兇器を示すことそれ自るものによつてなされ得るのみならず、他の行為と相まつてもなされ得るものと解するのを相当とする。従つて、たとえ銃口を下に向けてライフル銃を携えただけの状態であつても、その際の言動と相まつて、これを脅迫の手段として相手方に示す意思があり、その認識においたと認められる以上、兇器を示して脅迫したものであるものというに妨げはないものと考えられる。しかして、原審における証人B1は、被告人が本件ライフル銃を携えていた様子につき「銃を肩へかけていたただか、手に持つていたただか」というのは記憶ありません。」(九冊二、七九七丁)と供述するだけであるが、引き続き、被告人から「俺のいうことを聞け、いうことを聞けば、生命には危害を加えない。いうことを聞かないと俺はダイナマイト持つているから投げ込むぞ。」(九冊二、七九七丁)等の文言を聞き、「びつくりしました。がたがたしてきました。」(九冊二、七九八丁)と供述しているのであつて、これらの状況からみても、被告人がたとえライフル銃の銃口を下に向けて携えていた状態であつたとしても、被告人はB1を強引に自己の意に従わせるために強い口調の前記脅迫文言を用いるとともに、ライフル銃を脅迫の手段としてB1に認識させるため携えてこれを示し、B1もこれを認識したと認めるのを相当とする。このことは関係証拠により明らかであるB1経営の旅館A12がA8旅館の北側に隣接していることから、被告人としてはB1が警察と協力するのを強く牽制しようとして脅迫したものとみられることからしても、被告人は本件ライフル銃を携えこれを示す意思を有していたものと考えられる。これを要するに、原判決の挙げる関係証拠によれば、原判示第四の一の事実を優に認めることができ、その他記録を調査しても以上認定を左右するに足る証拠は見当らないし、また原判決の「ライフル銃を携えたまま示し」とする判示においても所論のような理由不備はない。論旨はいずれも排斥せざるを得ない。

八、同第四章第二節二の事実誤認の主張について

所論は、原判示第四の二においてA13ら三名に対する暴力行為等処罰ニ関スル法律一条違反の罪を認定した原判決には著しい事実の誤認があると主張し、その理由として、被告人の本件ライフル銃の発射はA13ら三名に加害を告知する手段としてなされたものではないというのであるが、記録を精査し、原判決掲記の関係証拠を総合すれば、原判示第四の二の事実を認めるに十分である。即ち、被告人はA13ら三名が逃げ出した直後、「逃げるか。」と怒号し、同女らの背後からライフル銃実包二発位を発射したのであつて、被告人が同女らを脅迫する目的で威嚇射撃をしたことは明らかである。その他記録を検討しても右認定をくつがえすに足る証拠はない。原判示第四の二の事実認定には事実誤認はない。論旨は排斥を免れない。

九、同第四章第二節三の事実誤認の主張について

所論は、原判示第四の三の住居侵入罪を認定した原判決には、判決に影響を及ぼすべき事実の誤認が存すると主張する。記録を精査するに、原判決の掲げる関係証拠によれば、原判示第四の三の事実を明らかに認めることができる。所論は、本件

住居侵入は、その目的においても態様においても違法性を欠くといふのであるが、しかし所論のとおり被告人の侵入目的が警察官の配備状況を探るといふにあつたとしても、これをもつて到底正当の理由があるとして違法性が阻却されたとはいふ難いところであり、その他原判決が住居侵入罪が成立する部分を除き、おむね正当として肯認することができる。即ち、ライフル銃を携帯したまま、全く関係のない建物にその居住者の意思に反すると認められる状況の下において、その承諾を得ることなく立ち入る行為が住居侵入に該当することは明らかであり、所論の指摘する本件A14が旅館であることや被告人の言葉づかいが命令的でも威圧的でもなかつた点を考慮してみても、右住居侵入罪の成立にはなんらの影響を及ぼすものではない。その外記録を検討しても右認定を左右し得る証拠はない。原判示第四の三の事実認定には事実誤認はない。論旨はこれを排斥する。

一〇、同第四章第二節四の事実誤認の主張について  
所論は、原判示第四の四の住居侵入罪を認定した原判決には、判決に影響を及ぼすべき事実誤認があると主張する。記録を精査するに、原判決の挙げる関係証拠によれば、原判示第四の四の事実を明らかに認定することができる。所論は、(一)、本件住居侵入は、その目的において警察官の配置状況を探ることにあつたから違法性はない、(二)、原判決の認定ごとく被告人は玄関扉を足で強引に押し開けたことはなく、その態様においても違法と目されるべきものはないというのである。しかし、警察官の配置状況を探る目的を有していたからといって、住居侵入につき正当の理由があるものとは到底考えられないから、所論(一)は理由がない。所論(二)について検討する。原審における証人B2は、A9ホテルの玄関の扉は当時の状況からして施錠がなされておつたと思われること、その施錠は力のある人が押し開けなければ排除できないものであるのに被告人が玄関内に入つてきた旨供述しており(一〇冊三、〇二四丁)、原審における証人Bは、A9ホテルの玄関の扉は鍵がかかつており、被告人は手で押したのでは開かないため足で玄関扉を強引に押し開け同ホテルに入つた旨供述している(七冊二、一〇八丁、八冊二、四〇六丁)とて、右両証人の各供述はいずれも原判決が関係証拠として挙げており、(原判決四一頁、同三六頁)、これによつても被告人がA9ホテルの玄関の扉を足で強引に押し開けて同ホテル内に侵入したことを認めるに十分であり、その侵入の態様が違法であることは明らかである。所論のA9ホテルが通常の家ではなく不特定多数人が出入可能なホテルであるとの点を考慮してみても、右住居侵入罪の成立にはいささかの消長を及ぼすものではない。所論(二)も理由がない。その他記録を検討しても以上認定を動かし得る証拠はない。原判示第四の四の事実認定には事実誤認はない。論旨は排斥するの外はない。

一一、同第四章第二節五の事実誤認の主張について  
所論は、原判示第四の五の住居侵入罪を認定した原判決は、被告人がA15寮内部の食堂入口内まで侵入したとの原審における証人B3の供述を採用したことによるものであるが、同証人の右供述は信用性がないから、原審の判断は採証法則を誤り、事実誤認に陥つたもので明らかに判決に影響を及ぼすべきものであると主張する。しかし記録を精査するに、原審における証人B3の供述内容およびこれにより認められる供述態度からみて、被告人がA15寮内部の食堂入口内まで侵入したとの同証人の供述は十分に信用性を有するものと考えられ、原審が同証人の供述を証拠として採用したのは当然であり、右供述を含む原判決掲記の関係証拠によれば、原判示第四の五の事実を明らかに認定できるものというべく、右認定に反する原審及び当審における被告人の各供述は右証人B3の供述に比照して採用できず、その他これをくつがえし得る証拠は見当らない。原判示第四の五の事実認定につき、所論のような採証法則違反の点は発見できないし、事実誤認があるものとは考えられない。論旨は理由がないといわざるを得ない。

一二、同第四章第三節一ないし三ならびに四のうちの非現住建造物放火罪に関する事実誤認ないし判決に理由を附せず又は理由にくいちがいがあるとの主張について

所論は、原判示第五の非現住建造物放火罪を認定した原判決には、判決に影響を及ぼすべき事実誤認があり、かつ判決に理由を附せず又は理由にくいちがいがあり、破棄を免れないと主張する。

そこでまず事実誤認の主張について検討するに、記録を精査し、原判決の挙示する関係証拠を総合すれば、原判示第五の事実を十分に認めることができる。所論は要するに、(一)、本件小屋は建造物に当らない、(二)、本件小屋に火をつける

については、その所有者Bの承諾を得ている、(三)、B4は監禁されておらず、拒絶不能の状態にはなかつた、と主張し、これらの点について原判決の事実認定には事実誤認があるというのである。所論(一)についてまず検討するに、この点につき原判決が本件小屋が刑法一〇九条にいう建造物に該当するとして示す部分(原判決七三頁)は、これを相当と認め認めることができるのであつて、所論に鑑み更に記録を調査してみても、本件小屋が建造物に当るとする原判決の認定に誤りがあるとは考えられず、これに反する所論は採用できない。つぎに所論(二)について検討するに、この点についても原判決がBの承諾がなかつた旨を示す部分(原判決七三頁)は、これを相当と認め認めることができるのであつて、所論に徴し更に記録を調査してみても、Bが明示の承諾はもとより黙示の承諾を与えたとみざるべきものを見出すことはできない。原判決には所論(二)の事実誤認はなく、所論は採用し得ない。更に所論(三)について検討するに、B4に対しては監禁罪が成立することは前記したところにより明らかであり、原審における証人B4の供述(一四冊四、二一二丁)によれば、同人はA8旅館に監禁されていたところ、被告人から本件小屋への放火を命令されたが、これに抵抗できない状況であり、やむなく本件小屋に放火したことが認められるのであつて、以上に照らし、原判決が監禁されて拒絶不能の状態に右B4があつた旨認定したことに事実誤認はないものといふべく、所論のようにB4が右命令を自由に拒否できる状態にあつたとは考えられない。原判決には所論(三)の事実誤認はなく、所論は採用するによしがたない。所論はついで、B4はその自由意思でA8旅館から外部に出歩くことができずであるのに、これを監禁されて拒絶不能であつたと認定した原判決は、理由を附せず又は理由にくいちがいがある違法をおかしたと主張するが、前記したとおり右前提事實は認めるによしなところであるから、右所論は採用の限りでない。以上の次第であつて、原審記録中のその余の証拠及び当審において取り調べた証拠を検討しても、原判決には各所論のような事実誤認は認められないし、あるいは理由を附せず又は理由にくいちがいがあるものとは考えられない。論旨はいずれも理由がない。

一三、 弁護人らのその余の控訴趣意は量刑不当を主張するものであるが、本件についての当裁判所の量刑上の判断は、後記のとおり破棄自判の際当然に示すことになるので、ここでは所論に対する判断を省略することとする。

## 第二、 検察官の控訴趣意について

以下所論の順序に従つて、当裁判所の判断を示すこととする。

### 一、 同第一の訴訟手続の法令違反の主張について

所論は、本件昭和四三年四月一二日付起訴状記載の公訴事実中、第七の被告人のB5に対する暴力行為等処罰二関スル法律一条違反の事実につき、原審は、公判廷において証言を拒否した証人B5の検察官に対する供述調書につき、刑訴法三二一条一項二号前段の書面としての証拠能力を有せず、同調書は同号後段の書面として扱うべきであると判断し、その特信性を認めるに足りない証拠がないとして、検察官の証拠調請求を却下し、その異議申立をも棄却し、しかも結局犯罪の証明がないとして、無罪の言渡しをしたのであるが、しかし右供述調書が同号前段の書面としての証拠能力を有することは明らかであるから、原審の判断は同条項の解釈適用を誤つたものであり、かりに同旨後段の書面としてもその特信性を認めることができずからこれを採用しなかつたことは採証の経験法則に違背するものであり、いずれにしても判決に影響を及ぼすことが明らかであると主張するのである。

原審記録を精査するに、前記B5に対する暴力行為等処罰二関スル法律一条違反の事実につき、原審はその被害状況に関する証人としてB5を取調べる旨の決定を執りなし、同証人に対し四回にわたる召喚状を発したがいずれも出頭せず、勾引状を執行されてようやく昭和四六年七月二二日の第四二回公判期日に証人として出廷したものの、同人は事件当日取材のためb温泉に赴いたことまでは証言しながらも、bに着いてから、「どこに行つたか。」との旨の尋問に対しては、「放送記者ないしカメラマンには、証言拒否権があり、取材記者として現場において体験した事柄について放送以外の場所で明らかにすることは記者としての良心に反する。」旨供述してその後の供述を全く拒否し、原審から証言拒否権はないので証言を続けるよう促がされたにもかかわらず、証言を拒否する態度を変えなかつたものであつて、結局同証人はb温泉に赴いたことだけを供述するとどまり、前記公訴事実の内容に関してはその供述を拒否していることが認められ、また同証人は同公判廷において本件供述調書の署名が同証人によつてなされたことを認め、かつその指印が同証人によつてなされたものであると思ふ旨述べたことは明らかである。しかして、



れ、速射の場合の発射所要時間は一発一秒以内であることが認められ、銃器のうちでも危険性の高く殺傷力の強いライフル銃であることは所論のとおりである。しかるに、関係証拠によれば、被告人が右ライフル銃を準備し本件犯行現場に携行して来備したものはA1を殺害するためであつて、決してA5を殺害するたつて殺害した後に、A5の態度に憤激して手許にあつた右ライフル銃をA5に向けて発射し使用したものであることが認められるのであつて、これによつてみれば本件ライフル銃の性状をもつて直ちに確定的殺意を立証するものとはなし難い。また、関係証拠によれば、被告人がA5に銃口を向け、約一メートル位の至近距離から同人に対し実弾四発位を発射して、全弾を命中させ、そのうち三発は同人の左側胸部、左背胸部、左背腰部に盲貫銃創を負わせたことは、所論のとおり認められるところであるが、他方において、被告人がA5を殺害するためにことさら至近距離に近付いてライフル銃を発射したのではなく、被告人は、A1に対しライフル銃を発射したの引き続き、同じソファに坐つていて至近距離にあるA5に発射したものであること、被告人の発射した四発の実弾のうち三発がA5の身体の中枢部に当り、しかもそのうち一発が左背胸部に、一発は左背腰部より射入されたものであると、はいえ、射創の方向は銃身の角度と被害者の身体角度との微妙な相関関係によるものであるうえに、前記ライフル銃の発射機能からして四発の発射は僅か数秒間の出来事であり、その間被告人とA5との位置関係も変化していることが窺われること、興奮状態にある被告人の瞬間的な行為であること、被告人とA5とは従前交渉のなかつたこと等事実も認められ、以上の諸点を総合してみると、被告人は、A5殺害の可つ可能性は認識し、認容していたであらうが、検察官所論のように確定的な殺意をもつてA5を狙撃したとみるのは穩当を欠くものと考えられる。要するに、被告人のA5に対する殺人の所為は、原判示のとおり未必的故意によるものであり、その相当であり、その他記録全体を調査しても、原審の右事実認定に誤りがあるものとは考えられないから、この点に関する原判決には事実誤認はない。論旨は理由がない。

### 三、同第三の事実誤認の主張について

所論は、本件昭和四三年四月一二日付起訴状記載の公訴事実第四のうち、被告人のB7に対する暴力行為等処罰二関スル法律一条違反の事実につき、原審は、被告人がB7に対し同法一条所定の兇器を示して脅迫したとの点にはこれを認め、旨証言に足る証拠がない、即ち証人B7は「被告人は自分の方に銃口を向けたと認めるに足る旨証言するが、証人Bは「被告人は銃口を下に向けていた。」旨証言し、被告人もB7に對し銃口を向けたことを強く否認しているので、B7は被告人がライフル銃を手に携えて侵入しただけで畏怖し、畏怖の余り銃口を自分の方に向けられたように錯覚したのではないかと疑いが強く、他に被告人がライフル銃を示すよう積極的行為をしたと認めるに足る証拠はないし、被告人が脅迫の手段としてライフル銃を示す意思のあつたことを窺わしめる証拠もないとし、結局犯罪の証明がないこととに帰すると説示している。しかし、原審記録を検討すれば証人Bの証言は「銃口は下に向けていたと思います。」と多少曖昧であるのに対し、証人B7は、銃口を向けられたと断定的に供述しているのであつて、同人が畏怖の余り銃口を自己の方に向けられたように錯覚した疑いは全くないものというべく、かりに右が理由がなるとしても、検察官指摘の各証拠により認められる本件犯行直前における被告人の一連の言動からみて、被告人はB7を威嚇して自己の命令に従わせるため、脅迫の手段として同人の生命身体に危害を加うべき意図のあることを示すため本件ライフル銃を携帯していたものであり、B7がこれに畏怖したものとみるのが相当であるとは明らかである。従つて、原判決は証拠の価値判断を誤り、その結果重大な事実を誤認したものであり、その誤認が判決に影響を及ぼすことは明らかであるから、原判決は破棄を免れないと主張する。

よつて、検討するに、暴力行為等処罰二関スル法律一条にいう「兇器ヲ示シ」とは、相手方をして現に兇器を携帯していることを認識させる一切の行為をさし、その認識させる手段、方法については特に制限はないから、兇器を突きつけるまでの積極的行為は必要でなく、視覚にうったえる方法ももとより差支えないものと考えられることは前記したとおりである。

そこでまず原審における証人B7の供述を速記録により検討することとするが、検察官および弁護人ともに所論を述べるに当り同証人の供述をそのまま具体的に記載しており、微妙な点もあるので、同証人の供述の要旨を摘記することを避けて、

問答体ないし答のまま掲記することとする。

(検察官の主尋問における問答。一〇冊二、九六五丁表ないし二、九六六丁裏、二、九七〇丁表、裏。)

検察官「どんな銃ですか。」

証人「ライフル銃だつたですね。」

検察官「長さはどのくらいありましたか。」

証人「約一メートルくらいありました。肩にかけ、手で持つて私は突きつけられました。銃の口を向けられて女衆を出せということで入ってきましたから、それでびつくりしました。」

検察官「その点間違いありませんか。突きつける。」

証人「突きつけるというか、向けて同時に入ってきましたから。」

検察官「銃口はあなたのからだの方を向いているわけですね。」

証人「そうです。そういうふうな記憶あります。それで私びつくりしましたんですけれども。」

中略

検察官「そのことばを喋つたときは、銃はどういうかつこうをしていましたか。どつち向いていたですか。」

証人「銃を向けると同時に従業員を出せつていつたと思います。」

検察官「銃口とあなたのからだまでの距離は何メートルぐらいたつた。」

証人「約一メートルぐらい離れていました。ですから私とCとの差は、約二メートルから三メートルぐらいあったと思います。」

中略

検察官「銃口を向けられたとき。」

証人「そのときにびつくりしまして、こわいと思いました。」

検察官「撃たれるからですか。」

証人「やつぱりそこに不安があります。銃口向けられましたから。」

(被告人の反対尋問における問答。一〇冊二、九八六丁裏、二、九八八丁表、裏。)

被告人「おたくの方に銃口を向けてですか。」

証人「と思い浮べますけれども。」

被告人「それは間違いはないですか。」

証人「私はそういうふうに記憶にありますので。」

中略

被告人「B7さんのところへ私が入つていつたとき、わたしは銃口は下へ向けていたんじゃないですか。右手に下げて真直ぐ下へ向けて、それで途中左手に持ち直しておりませんか。」

証人「細かい動作をわたくしは見でいないですわ。だけど構えたというか、こういうふうなかつこうで持つていたということ、私記憶にあるんですよ。」

(弁護人の反対尋問における問答。一〇冊二、九八九丁裏ないし、二、九九二丁裏、二、九九七丁裏。)

弁護人後藤の問に対し

証人「……とにかく、そのときの状態は、そんなふうな状態で、どう持つていますか知りませんが、銃口は私の方に向いていて、どんなかつこうで向いていたか知りませんが、向いていた感じを受けまして、今も頭にあります。」

主任弁護人の問に対し

証人「私確かに突きつけられたというあれではないと思います。とにかくかかえて入ってきたということは頭にあります。突きつけられたか、られんか。そういうふうに私の方、向いていましたんで、私はそういう感じを受けたわけです。」

主任弁護人「突きつけられたという意識を持つたわけではない。」

証人「そういうことではございません。とにかく私の方を向いていたということで突きつけられたようにみえたわけです。」

以上のように供述しているのであつて、B7が被告人から本件ライフル銃の銃口を突きつけられたか否かについては俄かに決し難いものがあるにしても、銃口が向けられたことについては一貫して変りなく供述しているところがらみて、被告人がB7に対し本件ライフル銃の銃口を向けたことは十分に認められる。もつともこの点に関し、原審における証人Bは、「面と向けてはいないと思います。銃口は下に向けていたと思います。」(七冊二、一〇八頁)と供述しているのであるが、前記B7の証言によれば、Bは当時被告人の背後にいたことが認められることからし



迫の実行行為と評価し得るものとは認められないのであつて、その他記録を調査し、当審における事実取調の結果によるものをくつがえすことはできない。従つて、被告人のB2に対する暴力行為等処罰ニ関スル法律一条の兇器を示して脅迫したとの実行行為を認めるに足る証拠がないとして無罪の説示をした原審の判断は相当である。この点に関する原判決には証拠の価値判断を誤つたことも事案誤認もない。論旨は採用できない。

五、同第五の法律解釈の誤りないし事実誤認の主張について  
所論は、本件昭和四三年四月一二日付起訴状記載の第九ないし第一二の公訴事実のうち、爆発物取締罰則一条および三条違反の罪につき、原判決は同条項にいう「治安ヲ妨ケル目的」とは公共の安全と秩序を害する意図を意味するものであり、未必的認識あるいは確定的認識をもつていだけでは足りないものと解されると、こころ、被告人には証拠上かかる意図は認められず、被告人は警察官の逮捕行為を牽制する目的を有していたにすぎないから、右条項は適用できないとして、火薬類取締法をもつて適用処断した。しかしながら、原審の右法律解釈は誤りであり、治安を妨げることにつき確定的認識または積極的認識があれば足りるものであるところ、本件各証拠に照らし、また警察法二条一項の趣旨によれば、十分これが認められ、かりにそうでないとしても治安を妨げる意図を有していたことが明らかに認められるから、原判決は、法律の解釈を誤つたものであるか重大な事実を誤認したものであり、いずれにしてもその誤りが判決に影響を及ぼすことは明らかであるから、原判決は当然破棄されるべきものであると主張する。

〈要旨第二〉そこで、所論の当否について検討する。本件爆発物取締罰則一条または三条の罪は危険犯であると同時に〈要旨第二〉に「治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスル目的」を構成要件とする目的犯である。しかしてこの目的の内容たる事実認識の程度については、同条項が右のような目的を重視しこれを主観的要素として規定していること、特に重い法定刑をもつて臨んでいること等に徴し、単なる未必的認識だけでは足りず、確定的な認識を必要とするが、それ以上に積極的な意図までは必要としないものと解するのが相当である。

しかして、「治安ヲ妨ケ」とは、公共の安全と秩序を害することをさすものであるところ、警察官の逮捕行為を牽制する目的で爆発物を使用または所持した場合、公共の安全と秩序を害することになるかどうかは、一概には言えないところであつて、要はその場合の具体的状況を検討し慎重に決定すべきものである。

原審記録を仔細に調査し、当審における事実取調の結果をも勘酌して検討するに、後記挙示の関係証拠によれば、次の事実を認めることができる。

(一) 被告人がたてこもつたA8旅館のあるa部落は、周辺を高い山にかこまれた狭い盆地に位置し、部落の面積はおよそ六・九ヘクタール、温泉旅館一六軒、商店、一般住宅等三七軒、人口約二、〇〇〇人の通称b温泉と呼ばれている山の温泉郷で、A8旅館は、部落中央を縦断している町道a部落内線と林道a線バス道路との間にはさまれた枢要な位置にあり、同旅館周辺には旅館、住宅が近接して存在すること、

(二) 被告人は、右A8旅館において多数のダイナマイトおよび雷管を所持していたが、そのダイナマイトは物を破壊するための爆薬であるA19株式会社製の「二号稜」で一本一〇〇グラム位のものであり、雷管は工業用六号のものであるところ、被告人は爆発力を増大させるためわざわざ二本ないし四本をビニールテープで巻いて一組にしたり、いつでも爆発できるように導火線付雷管を装着したりしており、しかも右旅館A22の間において右ダイナマイト多数を火の熾つたコンロ二個のそばに山積みにし、いつでも導火線に着火して投てき爆発できる状態にしていたこと

(三) 被告人は原判示認定のとおり一三名の者を右A8旅館内に監禁していたこと

(四) 被告人は昭和四三年二月二一日午後から午後一〇時ころまでの間に、警察官の逮捕行為を牽制する目的で、三回にわたつて四個のダイナマイトをA8旅館前庭に投てきして爆発させたのであるが、そのため大きな爆発音が生じて旅館の建物が震動したり、地面の小石が右旅館の二階の窓に飛散したりする有様であつたこと

(五) 被告人が爆発物であるダイナマイト多数を所持し、A8旅館に多数の者を監禁して長時間立てこもり、その間ダイナマイト数個を爆発使用したため、b温泉の宿泊客および同旅館周辺の部落住民が避難し、同旅館に監禁されている者は勿論のこと住民らを不安と恐怖に陥れ、交通も遮断されるなど、部落の平穩も害され、また警察も監禁されている被害者を救出し被告人を逮捕することがなかなか困



るから、原判決はその全部について破棄すべきものである。

よつて、刑訴法三九七条一項、三七九条、三八〇条、三八二条により原判決を破棄し、なお本件は当裁判所において直ちに判決することができる場合であるから同法四〇〇条但書により、更につぎのとおり自判する。

(罪となるべき事実)

原判示第三の事実にてつぎの第三の事実を、原判示第四の三の事実にてつぎの第四の三の事実を、原判示第六の事実にてつぎの第六の事実を、原判示第七の三の事実にてつぎの第七の三の事実を認定し、原判示第四の五の事実のつぎに左の第四の六の事実を追加するほかは原判示事実と同一である。

第三、被告人は、治安を妨げる目的をもつて、同日午後陽のある間、前記A8旅館A20館A21階A22の間において、導火線付雷管を装着したダイナマイト一個に点火し、同間南東側窓から同旅館前庭にこれを投てきして爆発させ、もつて爆発物を使用し

第四、三、同日午後三時二〇分ころ、同町g番地旅館A23株式会社A14(代表取締役A24)の玄関扉を開け、右ライフル銃を携えて同旅館玄関内に不法に侵入し、右玄関内の土間において同旅館管理責任者B7(当時二五年)に対し、ライフル銃を構え銃口を向けて、ライフル銃を示し、「従業員を出してくれ。」といったところ、同人から「従業員を出す必要ないじゃないか」といつて拒否されたので、更に「とにかく従業員を出せ」といつて、同人の生命、身体に対し害を加うべき氣勢を示し以て同人を脅迫し

第四、六、同日午後三時三〇分ころ、同町g番地のj旅館A25B6方付近において、その付近を通り掛つた株式会社A16カメラマンB5(当時二五年)に対し、同人らがその朝A8旅館で被告人から取材したことが昼のニュースに全く出なかつたとして憤慨し、「報道というのはいつも出鱈目ばかりいつている。一緒に来い。」といったところ、同人からことわられたので、携行していたライフル銃を構え同人に対し銃口を向けて、ライフル銃を示し、「来ないか。」といつて同人の生命、身体に対し害を加うべき氣勢を示し以て同人を脅迫し

第六、被告人は同日午後八時ころ前記A8旅館A20館A22の間南東側窓から、同A20館前を通り掛つたA26新聞記者A11(当時三六年)、同社カメラマンA27(当時三六年)、A28社企画員A29(当時二六年)、同社カメラマンA30(当時三五年)の姿を認め、右A27から「A31荘はどこですか。」と尋ねられたが、そこがA8旅館と気付いて逃げ出した同人らを警察官と誤認し、同人らを威嚇する目的で、右窓から前記ライフル銃実包二発位を発射し、さらに治安を妨げる目的をもつて、導火線付雷管を装着したダイナマイト一個に前記コンロの炭火で点火し、右窓から同旅館前庭にこれを投てきし爆発させて、爆発物を使用すると共に、同人らの生命または身体に対し害を加うべき氣勢を示し以て同人らを脅迫し、引続き同日午後一〇時ころまでの間に、右A22の間において、治安を妨げる目的をもつて、導火線付雷管を装着したダイナマイト二個に順次右コンロの炭火で点火し、右窓から同旅館前庭にこれを投てきし爆発させ、もつて爆発物を使用し

第七、三、治安を妨げるために使用する目的をもつて、同月二〇日午後一時三〇分ころから同月二四日午後三時過ぎころまでの間、前記A8旅館において、爆発物である二号複印ダイナマイト(一本一〇〇グラム)六二本位、第二種導火線付工業用六号雷管三四本位、工業用雷管一二本を所持していたものである。

(証拠の標目)(省略)

(累犯前科)

被告人は

(一) 昭和二七年九月二九日静岡地方裁判所で、強盗、同予備、横領、銃砲刀剣類等所持取締令違反の罪により懲役八年に処せられ、昭和三八年三月一九日右刑の執行を受け終り

(二) 昭和三六年六月一三日静岡地方裁判所掛川支部で、恐喝、詐欺罪により懲役二年六月に処せられ、昭和四〇年九月一九日右刑の執行を受け終わった(右

(一)、(二)の刑は順次引き続き執行)

ものであつて、右事実は被告人の前科調書(昭和四三年三月一日付、二一冊六、四五三丁)および府中刑務所総括指紋室作成の犯歴等照会に対する回答書(二一冊六、四六〇丁)によつて、これを認める。

(法令の適用)

被告人の判示第一の各所為は各刑法一九九条に、判示第二の各所為のうち、住居侵入の点は同法一三〇条、罰金等臨時措置法三条一項一号(刑法六条、一〇条によ



A 1に向け実弾六発を、引き続き一メートル位の至近距離から同じくソファ一に坐つていたA 5に向け案、弾四発を撃ち込み二人までも近い生命を奪つたものであつて、その犯行の様はまことに無残そのものであるといわなければならぬ。被告人は、A 2の被告人に對する暴力団員A 1の被かいては証拠上明らかでないが、仮りに債権があつたとし、暴行を逸脱し、執拗か被告人に對する債権の取立請求の方法は社会観念上許容される。範囲をし、人の生命は横暴に続けられたことも起因となつたものと考えられる。しかも、被告人は、A 1の生命を奪つたことにより、たとえ相手方に責められるべき点があつても、生命の貴重さには変りはない。A 1については他に取るべき手段がなかつたとは考えられないし、まして原判示のとおり全くかわりあいのないA 5をも殺害して、二名の貴重生命を失なわしめたものであつて、最早人生を享受し得ない同人の痛恨は勿論のこと、残されるた同人の妻子や母親の痛恨は大きく、被告人の極刑を望んでおり、遺族に對する慰籍の方法も何ら講ぜられていない状態であつて、被告人の罪責はま

しかも、被告人は右殺人行為を犯した後逃走し、原判示のとおりb温泉のA 8旅館に深夜ライフル銃を携えて土足で侵入し、何ら罪とが宿泊客や同旅館の家族らを同旅館の二階の一室に集め、その隣室にバリケードを築かせることができたような状態であつた。ライフル銃、多数の実弾ならびにいつても着火して爆発させることができたような状態であつた。多量のダイナマイトを所持し、これらの武器を背景に長時間にわたつて同旅館にたまたまこもり、その間三名の者を監禁したり、ライフル銃を発射し、ダイナマイトを爆発させたりして相次いで本件犯行に出で、地元住民および一般社会にも多大の動揺と不安を与えたものである。被告人がbにおいでかかるとか、犯行に出たのは、原判示のようにA 刑事による侮辱発言とA 1かいは人間であつたか、の二点を明らかにすることとを要求する目的のためのものであるとしても、いかなる目的にせよ、目的のためには手段を選ばず、全く関係のないものを巻き添えにすることは断じて許されないとあり、被告人においてもこれを当然のことと考へたならば、誤れること甚だしいものといわなければならぬ。

以上のような諸般の情状を総合検討し、被告人が原判示のとおり前科六犯を重ねていながらまたしても本件各犯行に及んだことを考慮すると、被告人に極刑を科すべきであるという検察官の所論の趣旨も十分理解し得るところであるが、しかし更に考えてみると、被告人が幼少のころ父と死別し、朝鮮人として恵まれない環境のもとに、転々として居所を変えながら成育し、在日朝鮮人としての悩みを味わつてきたことは、被告人が種々の名前をもつて呼ばれてきたことからも窺い得るところ、前示犯行の動機やbにおける犯行に際しては犯行による犠牲者が出ないよう考へていること、二名の生命を奪つたことについては原審以来のしかかつていない心重みとして反省していること等、被告人の心情に拘すべき点も認められるのであつて、彼此勘案すると、今にわかには被告人の生命を抹殺し、その存在を地上から完全に否定してしまふにはなお躊躇を感ずるものがある。被告人に對しては無期懲役を科するのを相当とする。

よつて、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 高橋幹男 裁判官 大澤博 裁判官 千葉裕)